

損害賠償請求事件（東京地裁平成 20 年 11 月 26 日判決）

1 事案

レコード、CD等のインターネット通信販売事業を営むXは、Xの元従業員であるY1が、Xを退職した後、競業会社に就職し、X在職中に得た商品の仕入れ先情報（「本件仕入先情報」）を利用して業務を行っているとして、その行為が

- ① 不正競争防止法2条1項7号所定の不正競争に該当する、
- ② X及びY1間の秘密保持に関する合意に違反する、
- ③ X及びY1の競業禁止に関する合意に違反する

として、Y1に対しては、不正競争防止法及び債務不履行に基づき、Y1の身元保証人であるY2に対しては、身元保証契約に基づき、右行為によりXが被った損害を連帯して賠償するよう求めた。

Y1は、平成15年9月19日、Xに対し、次の条項を含む「誓約書」と題する書面を差し入れて、Xとの間で、秘密保持に関する合意を締結した。

「6. 業務上知り得た会社の機密事項、工業所有権、著作権及びノウハウ等の知的所有権は、在職中はもちろん退職後にも他に一切漏らさないこと。」

Y1は、平成18年9月14日、原告に次の各条項を含む「秘密保持に関する誓約書」と題する書面を差し入れて、Xとの間で、秘密保持に関する合意及び競業禁止に関する合意を締結した。

「3. 退職後の秘密保持義務

私は、貴社を退職後も、機密情報を自ら使用せず、又、他に開示いたしません。

4. 競業禁止義務

私は、退職後も2年間は貴社と競業する企業に就職したり役員に就任するなど直接間接を問わず関与したり、あるいは競業する事業を自ら開業したり等、一切しないことを誓約いたします。」

2 規定

不正競争防止法 第2条

この法律において「不正競争」とは、次に掲げるものをいう。

七 営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その**営業秘密**を使用し、又は開示する行為

6 この法律において「営業秘密」とは、**秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。**

3 判断

● 不正競争防止法 2 条 6 項における「営業秘密」該当性について

当該情報を利用しようとする者から容易に認識可能な程度に、保護されるべき情報である客体の範囲及び当該情報へのアクセスが許された主体の範囲が客観的に明確化されていることが重要であるとして、

①当該情報にアクセスした者にとって当該情報が**営業秘密であると認識できる**ようにされているか（客体）、②当該情報に**アクセスできる者が制限**されているか（主体）等を判断要素とし、その判断に当たっては、当該情報の性質、保有形態、情報を保有する企業等の規模のほか、情報を利用しようとする者が従業者であるか外部者であるか等も考慮されるべきであるとの基準を示した。

⇒

「本件仕入先情報」は、「秘密管理性」の要件を充足せず、「営業秘密」に該当すると認めることはできないと判断。

● 秘密保持契約に基づく退職後の従業員の秘密保持義務について

従業員が退職した後においては、その職業選択の自由が保障されるべきであるから、契約上の秘密保持義務の範囲については、その義務を課すのが合理的であるといえる内容に限定して解釈するのが相当。

秘密保持の対象となる情報の**具体的な定義や例示**がされておらず、また、X の従業員が、本件仕入先情報が**営業秘密として保護されていることを認識できるような状況**に置かれていなかった。

⇒

Y1 に本件仕入先情報の秘密保持義務を負わせることは、その予測可能性を著しく害し、退職後の行動を不当に制限する結果をもたらすものであって、不合理であるといわざるを得ない。

⇒

「本件仕入先情報」は、右秘密保持義務の対象とならない。

<コメント>

- 退職後の従業員が負う契約上の守秘義務に関しては、不正競争防止法上の「営業秘密」の範囲よりも広範にできる。
- 契約上の競業避止義務が肯定される場合に要件とされる期間の限定や代償は、必ずしも要件とならない。
- その義務の範囲については、職業選択の自由の保障の観点から、「合理的な内容に限定」して解釈。

- 義務の内容・範囲が「明確」である必要。

- 合意に基づく退職後の従業員の競業禁止義務について

従業員の就職及び職業活動それ自体を直接的に制約するものであり、秘密保持契約に基づく秘密保持義務と比較しても、退職した従業員の有する職業選択の自由に対して極めて大きな制約を及ぼす。

⇒

合意によって課される従業員の競業禁止義務の範囲については、**競業行為を制約することの合理性を基礎づけ得る必要最小限度の内容に限定して効力を認めるのが相当。**

その内容の確定に当たっては、

- ①従業員の就業中の地位及び業務内容、
- ②使用者が保有している技術上及び営業上の情報の性質、
- ③競業が禁止されている期間の長短、
- ④使用者の従業員に対する処遇や代償の程度等

の諸事情が考慮されるべきであり、

特に⑤転職後の業務が従前の使用者の保有している**特有の技術上又は営業上の重要な情報等**を用いることによって行われているか否かという点を重視すべき。

本件では、Y1の競業会社における業務は、XとY1との間の競業禁止合意の対象に含まれないと判断。

<コメント>

- 退職後の競業禁止に関する労使間の合意については、職業選択の自由への制約度が高い。
- 「特有の技術上又は営業上の重要な情報等」の利用⇒「営業秘密」とのリンク。

4 解説

(1) 不正競争防止法の「営業秘密」

① 秘密管理性

- 当該情報が秘密であることが客観的に認識できること
- アクセス制限
- 情報の種類や性格、保有企業等の種類や営業形態、規模等で必要な管理状態は異なり得る。

e x .

個人商店→「マル秘」押印のノートのロッカー管理でも可能。

コンピュータデータ→パスワードやアクセス可能な者の限定。。

- × 一般的な管理のみで、特段機密事項である旨の記載のない派遣事業に関する情報
- × アクセス制限がなかった車両運行管理業に係る顧客等情報
- × パスワードの設定もなく社内や各薬局からアクセス可能なコンピュータ格納の薬品リスト
- × 契約上守秘義務の定めやその終了後にも返還破棄請求のない原告交付の顧客情報

- コンピュータ及び服務規律等で管理されたオフィス・コーヒーマシンサービス事業に係る顧客情報
- コンピュータ管理及び社内の管理体制等から認められた放射線測定に係る顧客情報
- 代表者のみ保有するカギの架かる書庫や同者管理のパスワード使用のコンピュータ格納の情報で、従業員には持ち出し禁止等の誓約書を提出させ、就業規則で定めている場合

② 有用性

「事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること」

- フッ素樹脂シートの口金ノズルに関する溶接技術
- 個々の顧客情報
- 電話帳の抜粋であっても、電話勧誘等で好反応があり短期間内に制約可能性のある者情報掲載の名簿

③ 非公知性

「公然と知られていないこと」

当該情報とその保有者の管理下にあつて、刊行物に記載されていないなど、一般的に入手できないこと。

- × 被告が別途容易に入手した「商店街の街路灯設置計画」

(2) 秘密保持契約に基づく秘密保持義務

- 対象の明確性
- 内容の合理性

(3) 合意に基づく退職後の競業避止義務

- 内容の合理性
- 通説・裁判例は

- ① 従業員の地位の高さ・職務内容

- ② 使用者の正当な秘密・知識の保護を目的とすること
 - ③ 対象職種・期間・地域から見て不当に広範にわたらないこと
 - ④ 代償の存否・内容
- の4点を要求。

本判決：特に⑤転職後の業務が従前の使用者の保有している**特有の技術上又は営業上の重要な情報等**を用いることによって行われているか否かという点を重視すべき。